

## 駐在所の新規配置等に係るお知らせについて

センターでは、海上災害セーフティーサービス契約（MDS S契約）を締結している事業者の皆様及び有害危険物質（HNS）等防除の支援に関する協定を締結している排出油等防除協議会構成員の皆様との関係をより緊密にするるとともに、センターが提供するサービス及び支援の内容をより充実させることを目的として、地方駐在員を配備しております。

この「駐在員」という呼び名については、現在まで千葉・水島・下関の3地区において駐在所を配備した平成21年4月以降使用してきましたが、そもそも駐在所の名称は事務所の立地場所であっても管轄する地区は複数エリアに跨ることもあり、「駐在員」というよりはむしろ「エリアマネージャー」の方が事業者の皆様のご理解が得易いのではないかとすることを考慮しまして、平成22年4月からは「駐在員」改め「エリアマネージャー」として活動して参ります。

また、この度弊センター横浜本部に京浜地区担当エリアマネージャーを配置するとともに、堺泉北駐在所を新たに配置させていただきました。今後、同地区におけるMDS S業務推進及び同地区のHNS等汚染事故対応体制強化として事業者の方々や地域のために貢献させていただき所存でございます。さらに、今年秋口には名古屋駐在所開設の計画もしております。

今後とも充実した防除体制の構築と事業者の皆様へのサービスの向上ができるよう努めて参りますので、何卒宜しくお願い致します。

平成22年4月以降駐在所等の配置は以下のとおりとなっております。

名 称	住所・連絡先
海上災害防止センター 千葉駐在所	千葉市中央区中央港2-4-3 電話 043-310-3953
海上災害防止センター 水島駐在所	岡山県倉敷市南畝1-8-2 電話 086-441-1141
海上災害防止センター 下関駐在所	山口県下関市岬之町16-6 302 電話 083-250-6131
海上災害防止センター 堺泉北駐在所	大阪府岸和田市新港町4 電話 072-423-2050

弊センター横浜本部内  
京浜地区MDS S担当エリアマネージャーを新規配置